

公 安 委 員 会	警察庁長官及び地方警務官に係る 人事評価実施規程の改正について	平成26年5月22日 人 事 課
-----------	------------------------------------	---------------------

1 概要

- 内閣官房に新たに内閣人事局を設置すること等をその内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号。以下「改正国公法」という。）については、本年4月18日に公布され、5月30日（金）に施行予定。
- これまで、国家公務員法上の中央人事行政機関たる内閣総理大臣は内閣府の主任の大臣として整理され、その下位法令は内閣府令とされていたところ、改正国公法の施行に伴い、中央人事行政機関たる内閣総理大臣は内閣官房の主任の大臣として整理され、その下位法令は内閣官房令となる。
- これに伴い、次の内閣府令は、改正国公法の施行に併せてそれぞれ内閣官房令となる。

旧	新
標準的な官職を定める政令に規定する <u>内閣府令</u> で定める標準的な官職等を定める <u>内閣府令</u>	標準的な官職を定める政令に規定する <u>内閣官房令</u> で定める標準的な官職等を定める <u>内閣官房令</u>
人事評価の基準、方法等に関する <u>内閣府令</u>	人事評価の基準、方法等に関する <u>内閣官房令</u>

- 国家公安委員会が任命権を有する警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価の細目については、「警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施規程」（平成21年9月30日国家公安委員会決定）によっているところ、これらの内閣府令を引用していることから、当該規程中の「内閣府令」の文言を「内閣官房令」に改める改正を行うもの。

2 変更点

別紙のとおり

3 実施日

改正国公法の施行の日（5月30日（金）予定）

(※ 別紙省略)

公安委員会 説明資料No.2	女性の視点を一層反映した警察運営 フォローアップについて	平成26年5月22日 人事課
-------------------	---------------------------------	-------------------

1 経緯

「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会」からの提言を受け、平成25年5月30日付けで各都道府県警察に対し、女性の視点を一層反映した警察運営が行われるよう各種施策の推進を指示したところであるが、各都道府県警察における取組状況について取りまとめたもの。

2 女性警察官の現状（平成26年4月1日現在）

- 女性警察官数及び割合 19,856名 (7.7%)
(昨年比+1,137名、+0.5p)
- 女性警察官採用者数及び割合 1,565名 (14.3%)
(昨年比+69名、+1.3p)
- 幹部登用状況
 - 警部以上の女性警察官数 295名 (昨年比+41名)
 - 女性警察署長数 3名 (昨年比+1名)

3 フォローアップ結果概要（別添参照）

- (1) 推進体制等
 - ・ 全ての都道府県において組織を挙げた取組を推進する体制を構築
 - ・ アンケートや懇談会等により女性の声を取り上げる工夫
- (2) 能力・実績に応じた積極的人材登用
 - ・ 採用募集活動の強化による優秀な女性の確保
 - ・ 女性の声を反映させた施設や装備品の改良
 - ・ 執行力強化のための訓練の実施や多様な経験の付与
 - ・ ロールモデルの提示等による昇任への意識付け
- (3) 仕事と育児の両立支援
 - ・ 育児休業復帰時の配置上の配慮等による辞めさせない取組
 - ・ 昇任時教養等、入校の際の入寮免除等の配慮
 - ・ 時間的制約のある職員も能力を発揮できるようキャリアの継続を支援
 - ・ 託児施設等の情報共有や急な仕事時の育児支援
 - ・ 短時間勤務者配置ポストへの過員配置による職場の負担軽減
- (4) 全職員の意識改革
 - ・ 幹部の意識改革に向けた講演会や検討会の実施
 - ・ 女性の活躍支援等について部内外に周知
 - ・ 男性職員の育児参加促進

等

公 安 委 員 会	第34回 ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) の開催結果について	平成26年5月22日
説明資料No.3		国際課

1 ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) アセアナポール

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。ASEAN全10か国で構成。
- 日本は、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びロシアと共に、ダイアログパートナー（議決権の無い参加資格）として参加。
- 毎年1回ASEAN加盟国の持ち回りで会合を開催し、各国の警察長官級が集まり、国際犯罪対策、国際テロ対策等について協議。

2 第34回会合の開催結果

(1) 我が方出席者

金高警察庁次長

(2) 開催地

フィリピン共和国・マニラ市

(3) 開催日程

平成26年5月13日（火）から5月15日（木）までの間

(4) 会合の概要

ア 開会式（アキノ大統領出席）に引き続き、全体会合、首席代表会合等の各種セッションにおいて、国境を越える治安上の課題について議論が行われ、

○ 違法薬物取引、テロリズム、武器密輸、人身取引、サイバー犯罪等に関する情報交換の促進

○ 刑事共助条約（MLAT）等を通じた捜査協力の強化等を内容とする加盟国共同声明を採択。

イ 当方からは、首席代表会合において、

○ 国境を越える犯罪、特にサイバー犯罪対策に関し、各警察の対処能力の向上と相互連携の強化の重要性を強調。

○ 國際テロ対策に関し、各国間の情報共有を促進するとともに、東京オリンピック・パラリンピックに向けた関連情報の提供等を要請。

○ 北朝鮮による拉致問題に関し、連携強化及び目撃情報、関連情報の提供等の我が国への協力を要請。

ウ 全体会合と併行して、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア及び中国の首席代表と個別に会談を実施し、捜査協力等の一層の推進について協議するとともに、拉致問題解決に向けた情報提供等を要請。

3 今後の予定

次回第35回会合は、平成27年にインドネシア共和国で開催予定。

公安委員会	第1回日・ASEANサイバー犯罪対策 対話の開催について	平成26年5月22日 審議官(サイバー対策)
説明資料No. 4		

1 経緯

- 昨年9月、古屋国家公安委員会委員長出席の第1回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議において、サイバー犯罪に対応するための協力を強調する共同声明を採択。
- 昨年12月、日・ASEAN特別首脳会議の成果文書（「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画」）において、「日・ASEANサイバー犯罪対策対話」の開催に言及。
- シンガポールが、第1回日・ASEANサイバー犯罪対策対話のシンガポールにおける開催を申し出。

2 開催概要

(1) 開催日及び開催地

平成26年5月28日（水） 於：シンガポール

(2) 当庁出席者

岡部長官官房参事官（サイバーセキュリティ担当）ほか

(3) 概要

- 我が国外務省サイバー政策担当大使とシンガポール内務省国際協力パートナーシップ局上級局長が共同議長。
- 我が国及びASEAN各国の政府関係者並びにIGCI（ICPOシンガポール総局）が参加。
- ASEAN諸国とともに、
 - ・ サイバー犯罪対策や情勢に関する情報交換の促進、国際捜査共助に係る協力強化
 - ・ サイバー犯罪対策に係る能力構築支援
 等について議論。
- 当庁は、我が国警察のサイバーセキュリティに係る現状や取組等を紹介。

神奈川県警は、本年5月13日、不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で被疑者1名を逮捕した。

1 被疑者

住居 神奈川県厚木市

職業 会社員

氏名 () 37歳

2 事案の概要

被疑者は、自動車メーカー（A社）の社員として勤務中に、不正の利益を得る目的又は同社に損害を加える目的で、営業秘密を管理すべき任務に背いて、平成25年7月27日、神奈川県厚木市に所在するA社事務所において、同社のサーバーコンピュータにアクセスし、A社の自動車の販売計画等が記録されたファイルデータを自己所有のハードディスクにコピーして、A社の営業秘密を領得したもの。

3 捜査の経緯

神奈川県警が、平成25年8月、A社から相談を受けたことから、捜査を始め、今回の被疑者逮捕に至ったもの（同年11月にA社からの告訴を受理した。）。

4 罪名罰条

不正競争防止法違反

同法第21条第1項第3号ロ

10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（併科可）

5 その他

営業秘密の侵害事犯の検挙事件数

年	H21	H22	H23	H24	H25	H26.5.15現在
事件数	5	2	2	13	5	2